

# 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する 審査基準の一部を改正する告示案及び大学、短期大学 又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する 審査基準の一部を改正する告示案について

## 1. 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の改正概要

### (1) 学部等の設置に係る標準設置経費の緩和

- 教育課程等特例制度（大学設置基準第 57 条等に基づく一部基準の適用除外）の認定を受けた大学等が設置する学部等の標準設置経費額を減額する規定を加える。

**【令和 6 年度開設の学部等の新設に係る審査から適用】**

### (2) 学生確保の見通しに関する審査の厳格化

- 学生確保の見通し（経常経費の資金計画の財源となる学生納付金収入が確実に収納される見込みがあること）を審査する観点を次のとおり規定する。
  - ・ 大学等に入学を希望する者の数に関する長期的な動向及び設置する大学等において育成しようとする人材に対する需要の動向
  - ・ 設置する大学等と競合する大学等における収容定員の充足の状況及びその見通しに関する調査の結果
  - ・ 既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集に関する取組の効果
- 申請者が設置する全ての大学の既設の学部（短期大学又は高等専門学校は学科）の収容定員充足率が 5 割を上回ることを求める規定を加える。

**【令和 7 年度開設の大学等の新設に係る審査から適用】**

### (3) その他運用実績を踏まえた所要の改正

- 校地を再評価する場合の方法について、不動産鑑定士による評価のほか「路線価方式」による評価方法などを加える。
- 学部等の設置者変更について、負債率や負債償還率に関する基準を適用しないことなど基準を明確化する。
- 転共用をする校舎の借入金に関する基準（設置経費等の 2 分の 1 以下）の対象となる施設を明確化する。
- その他所要の改正を行う。

**【令和 7 年度開設の大学等の新設に係る審査から適用】**

## 2. 施行期日

令和 5 年 3 月 1 日（予定）

## 3. その他

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成 19 年文部科学省告示第 42 号）についても、1. の改正に伴い当然必要とされる規定の整備を行う。